○文化庁告示第三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年九月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年二月五日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「水木しげるの雨月物語」掲載の題字　藤沢さち　左記三①及び②の利用につき二七、〇〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都港区芝大門二丁目二番一号ユニゾ芝大門二丁目ビル六階　株式会社復刊ドットコム（代表取締役　左田野渉）

三　利用方法

①　上記著作物を複製し、定価五、〇〇〇円（税抜き）で九〇〇部複製して公衆に譲渡する。

②　①に加えて、必要に応じて一〇〇部を単位として追加で複製して定価五、〇〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年九月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年二月五日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「絵ときＳＦ　もしもの世界」掲載のイラスト　山本耀也　左記三①及び②の利用につき一一八、八〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都港区芝大門二丁目二番一号ユニゾ芝大門二丁目ビル六階　株式会社復刊ドットコム（代表取締役　左田野渉）

三　利用方法

①　上記著作物を複製し、定価三、七〇〇円（税抜き）で一、七〇〇部複製して公衆に譲渡する。

②　①に加えて、必要に応じて一〇〇部を単位として追加で複製して定価三、七〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年九月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年二月五日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　①「青の騎士ベルゼルガ物語「K」（新装版）」及び②「青の騎士ベルゼルガ物語　絶叫の騎士（新装版）」　はままさのり　左記三（一）の利用につき六九一、二〇〇円、左記三（二）の利用につき八、六四〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都中央区築地五丁目三番二号　株式会社朝日新聞出版（代表取締役　青木康晋）

三　利用方法

（一）　書籍においてそれぞれ八、〇〇〇部複製し、①本体価格七四〇円、②本体価格八六〇円で公衆に譲渡する。

（二）　（一）に加え、必要に応じてそれぞれ一〇〇部を単位として追加で複製し、①本体価格七四〇円、②本体価格八六〇円で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年九月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年二月五日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「The Sleeping Beauty」　Peter Collier　左記三①の利用につき三七八、〇〇〇円、左記三②の利用につき二一六、〇〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区西新宿六丁目二十四番一号　株式会社ラボ教育センター（代表取締役　寺嶋隆介）

三　利用方法

①　ＣＤにおいて一〇、〇〇〇部複製し、他の著作物も合わせて本体価格九、〇〇〇円で公衆に譲渡する。

②　書籍において一〇、〇〇〇部複製し、他の著作物も合わせて本体価格九、〇〇〇円で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第七号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百三条において準用する第六十七条第一項に基づき、著作隣接権者不明の実演の利用について平成二十九年九月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年二月五日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　実演が行われた作品名、実演家の氏名及び実演の補償金の額　池野成作曲「ティンパナータ」　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　三重県桑名市大山田六丁目七番四十九号　出口寛泰

三　利用方法　ＣＤにおいて一、〇〇〇部複製し、四、五〇〇円（本体価格）で公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　二七、二一六円

（別表）

裁定により利用を認める実演とその利用方法及び補償金の額

利用方法：ＣＤとして複製し、1,000部を公衆に譲渡する。

金額の単位：円

No.	実演家名	ＣＤ本体価格－（本体価格×10%）	印税率	発行部数×80%	演奏作品収録時間（単位：分）	ＣＤ全収録時間（単位：分）	補償金額（税込）
1	田中康之	4,050	3％	800	15	142	9,072
2	村松正春	4,050	3％	800	15	142	9,072
3	大橋秀丸	4,050	3％	800	15	142	9,072
						計	27,216

○文化庁告示第八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年九月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年二月五日

文化庁長官　宮田　亮平